



会長 楠 英夫 幹事 楢戸 憲一

- 例会場 L'AUBE kasumigaura
TEL.029-875-8888
- 例会日時 火曜日 12:30~13:30
- 事務局 土浦市真鍋1-2-6 金塚ビル3F
TEL 029-823-4524 FAX 029-869-9006
- ホームページ <http://tsuchiura-south-rc.com>
- Eメール t_minami@lapis.plala.or.jp

2023~2024年度
国際ロータリーテーマ



世界に希望を生み出そう

2023年9月26日 10号
2023年9月19日 第3例会報告



地区 HP



地区行事予定

- | | | | |
|--------------------------|-----------------|------------------------------|-------------------|
| 1. 点 鐘 | 楠英夫会長 | 7. 出席状況報告 | 出席委員会 |
| 2. ロータリーソング斉唱
(奉仕の理想) | | 8. 点 鐘 | 楠英夫会長 |
| 3. 幹事報告 | 楢戸憲一幹事 | 9. ロータリーソング斉唱
(それこそロータリー) | |
| 4. 委員会報告 | | | |
| 5. ニコニコ BOX の発表 | 吉田正一副 S A A | | (司会進行：山口裕由 S A A) |
| 6. 来賓卓話 | 土浦警察署長 警視 永沼義道様 | | |

本日のプログラム

特定非営利活動法人 茨城 Y M C A 総務主任主事
竹内光世様をお迎え致します。

次週のプログラム

10月3日(火)の例会は、鶴田一郎 第6分区ガバナー補佐事前訪問、楢戸幹事よりガバナー公式訪問スケジュール説明、その後 柴沼公共イメージ・IT委員長より「MyRotary 登録」について解説いたします。

出席状況

会員数	出席数	出席免除	出席率	全員出席卓	3名以上欠席卓	メイクアップ	出席訂正率
名	名	名	%	卓	卓	名	%
88	62	6	72.94	1・5・8	11・17	5	78.82

【委員会報告】

国際奉仕委員会

中山元章 委員長

タイのパトムワンロータリークラブ創立40周年記念式典出席の件です。12月1日(金)から12月4日(月)の帰国の3泊4日で予定しております。申込は本日までとなっておりますので宜しくお願い致します。また、大甲ロータリーの50周年記念式典に参加される方の駐車場利用につきましては3人1組でお願い致します。領収書と引き換えで清算させていただきますので宜しくお願い致します。

第12回茨城YMCAチャリティーゴルフ大会コンペのお知らせ

藤田憲之 ゴルフ同好会幹事

このYMCAチャリティーゴルフ大会の収益は土浦・つくば・かすみがうら・牛久市の社会福祉協議会寄付、並びにYMCAが行っている発達障害児支援のチャリティーゴルフ大会です。

日時：令和5年11月15日(水) 場所：東筑波カントリークラブ

趣旨にご理解、ご賛同を賜り奮ってご参加くださいます様ご案内申し上げます。

【来賓卓話】

土浦警察署長 警視 永沼義道様



土浦警察署の永沼でございます。本日は、土浦南ロータリークラブにおいて、「卓話」の機会を賜りました。誠に光栄かつ感謝申し上げます。

また、皆様には日頃から警察行政各般にわたり御支援、御協力をいただいておりますことに改めて御礼申し上げます。今日は、私が警察官として勤務してまいりました部門の中で一番経験の長い交通部門のうち、皆様に大変身近な運転免許行政に関するお話をさせていただきます。

運転免許について、大きく分けて3点ご説明致します。

1つ目は運転免許を取得する際の話、2つ目は交通違反や交通事故をした際に係る点数制度についての話、そして3つ目は高齢運転者の運転免許更新に関するお話です。

まず、皆さんが運転免許証を受けようとする場合は、2つの方法がございますね。

1つは、自動車教習所に通って取得する場合。もう一つは直接運転免許試験を受験する場合です。皆さんはどちらの方法で運転免許を取得されましたか？

もう少し詳しく申し上げますと、運転免許を受けようとする者は、公安委員会の行う運転免許試験を受けなければなりません。指定自動車教習所の卒業生は、この技能試験が免除され

ます。

また、運転免許を受けようとする者は、その種類に応じ、安全運転に関する知識や技能等を習得するための講習（取得時講習）を受講することが義務付けられていますが、指定自動車教習所又は特定届出自動車教習所を卒業した者については、受講が免除されています。

このようにして、運転免許を取得して車社会に身を置くことになる訳ですが、運転免許の更新手続きを定期的に行い、毎日のように自動車を運転しているなかで、交通違反や交通事故を発生させてしまうことがあります。

では、点数制度についてお話いたします。

点数制度は、自動車等の運転者の交通違反や交通事故に一定の点数を付けて、その過去3年間の累積点数等に応じて免許の停止や取消し等の処分を行う制度です。

点数制度の主な内容は、

1. 一般違反行為（信号無視、放置駐車違反等）に付けられている基礎点数
2. 特定違反行為（酒酔い、ひき逃げ等）に付けられている基礎点数
3. 交通事故を起こした場合の付加点数
4. 当て逃げ事故の場合の付加点数です。

このような制度は、アメリカ、カナダ、ドイツなどの諸外国でも採用されており、交通事故や交通違反を繰り返す危険性の高い運転者を道路交通の場から排除し、交通事故を未然に防止して、安全な道路交通環境を確保することを目的とするほか、運転者が交通事故や交通違反をせず、無事故、無違反で安全運転を行うよう奨励することを目的とした制度です。点数制度は、減点方式ではなく、累積方式をとっています。皆さんは、「何点引かれた。」、「あと何点しかない。」等と言う会話を耳にしたことはございますか？しかし、これは正確ではありません。

具体的に御説明します。

まず、交通違反に付ける基礎点数は、それぞれの交通違反に付けられている点数を累積します。信号無視で2点、その後一時停止場所不停止の違反をしたら2点で累積4点と言った具合です。交通事故を起こした場合には、交通事故の種別と責任の程度及び負傷の程度に応じて付加点数が2点から20点までプラスされます。また、交通事故を起こして救護措置を怠った場合には、更にプラスして基礎点数35点が、物件事故を起こして措置を怠った当て逃げの場合には5点がプラスされるという訳です。これら全ての点数を合計して、運転者の最後の交通違反等の日を起算日として、過去3年間の累積点により計算します。

例をあげますと、赤信号無視により重傷事故を惹起させ、相手の負傷日数が30日以上3か月末満の怪我を負わせた場合、信号無視2点と責任の重い重傷事故9点の合計11点となり、それだけで運転免許の停止処分に該当します。更にこの場合に負傷者を救護しないで逃げた場合は、ひき逃げとして35点がプラスされ46点となり取消処分に該当します。

一方で、無事故、無違反の方には優遇措置がございます。

例えば、1年間無事故、無違反の方として、前の違反と後の違反までの間が1年以上無事故、無違反、無処分である場合に限り点数は累積されません。また2年間無事故、無違反、無処分であれば、1点、2点又は3点の違反行為をし、その後3か月以上無事故、無違反で経過した時は、その違反は累積されません。ただし、この場合であっても、この点数は消えるものではなく、違反歴としては残ります。

では、最後に高齢者の方々の運転免許更新について説明します。

運転免許の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の方は、満了する日より前の6月以内に、認知機能検査を受けることが義務づけられています。約30分の検査において「手がかかり再生（16種類の絵を記憶し、何が描かれていたかを回答。）」や「時間の見当識（検査時の年月日、曜日及び時間を回答。）」なお、検査結果が36点未満の方は、記憶力判断力が低くなっていて「認知症のおそれあり」と判定されて、臨時適性検査（専門医の診断）の受検又は診断書の提出が必要になります。加えて、普通自動車に対応する運転免許保有者のうち一定の違反歴（*11種類）がある方は、運転技能検査を受けなければならず、合格しなければ運転免許証が更新されないこととされています。ただし、不合格でも更新期日までは繰り返し受検することができます。

*11種類

1. 信号無視 2. 通行区分違反 3. 通行帯違反 4. 速度超過 5. 横断等禁止違反 6. 踏切不停止等遮断踏切立入り 7. 交差点右左折方法違反等 8. 交差点安全進行義務違反 9. 横断歩行者等妨害等 10. 安全運転義務違反 11. 携帯電話使用等

このほかに、75歳以上の方が基準行為（18種類の違反行為）を行うと臨時認知機能検査を受けることになっており、その結果認知機能の低下が見られた場合（36点未満）には、さらに臨時適性検査（専門医の診断）又は医師の診断書の提出や、臨時高齢者講習を受けることになっています。

* 基準行為（18種類の違反行為）

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 通行区分違反
4. 横断等禁止違反
5. 進路変更禁止違反
6. 遮断踏切立入等
7. 交差点右左折方法違反
8. 指定通行区分違反
9. 環状交差点左折等方法違反
10. 優先道路通行車妨害等

11. 交差点優先車妨害
12. 環状交差点通行車妨害等
13. 横断歩道等における横断歩行者等妨害
14. 横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
15. 徐行場所違反
16. 指定場所一時不停止等
17. 合図不履行
18. 安全運転義務違反

以上、運転免許を取得してから高齢者の運転免許更新までについて御説明してまいりました。このほかにも運転者教育の機会が各段階において体系的に設けられているほか、運転免許証の自主返納や安全運転相談の充実等、我が国の運転免許制度は世界にも誇れるものとなっていると言っても過言ではないのでしょうか。これからも私たちひとりひとりが交通安全を心がけることで、安全で快適な道路交通環境が確立されることを願いたいと存じます。皆さまにお配りした茨城県警の防犯アプリ「いばらきポリス」も是非活用してくださいますようお願い致します。土浦警察署としましても、管内の安全安心の確立のため署員一同頑張っております。ご静聴ありがとうございました。

